

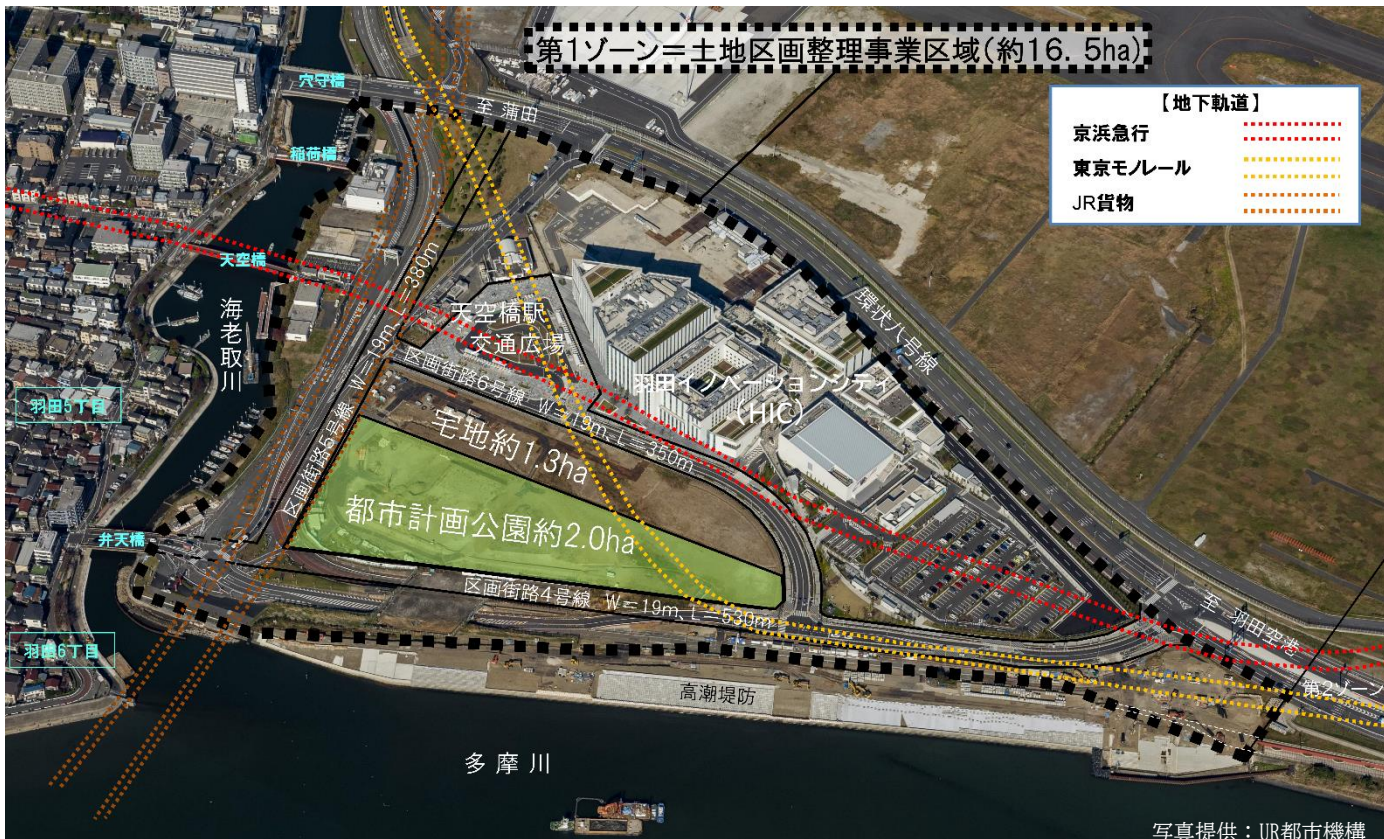
羽田空港跡地第1ゾーンの土地利用転換について

■羽田空港跡地の主な経過

昭和20年 9月	・羽田鈴木町、羽田穴守町、羽田江戸見町の3つの町がGHQにより空港用地として接収 ⇒居住していた約3,000人が48時間以内の強制退去
昭和50年 2月	・航空公害防止対策の実施を運輸大臣に要望
昭和52年 4月	・羽田空港移転対策連合協議会発足 ⇒沖合移転の早期実現を決議
昭和58年 2月	・羽田空港沖合展開基本計画決定…運輸省 ⇒「空港跡地の利用」が目的の一つに位置付け
平成19年 3月	・空港跡地範囲確定(約50ha)…三者協(国・都・区)
平成20年 3月	・羽田空港跡地利用基本計画策定…三者協
平成22年10月	・羽田空港跡地まちづくり推進計画策定…三者協 ⇒第1ゾーンの土地は過去の経緯を踏まえ大田区が取得 ⇒多目的広場は緑地・オープンスペース、災害時避難、産業連携 ⇒2020年にまちづくり概成
平成23年12月	・第1ゾーンをアジアヘッドクォーター特区に地域指定
平成26年 5月	・東京圏として大田区全体が国家戦略特別区域に指定
平成27年 7月	・羽田空港跡地第1ゾーン整備方針策定
平成28年 2月	・特区諮問会議を経て、内閣総理大臣認定(都市計画決定)
10月	・土地区画整理事業の認可(URが国土交通省より認可取得)
平成29年 6月	・第1ゾーン整備事業 事業者選定
令和2年 7月	・HICityまち開き、交通広場・区街6号等一部道路供用
令和5年 夏以降	・HICity全施設開業予定

※ 令和7年度(2025年度)の「土地区画整理事業の完了」を目指す

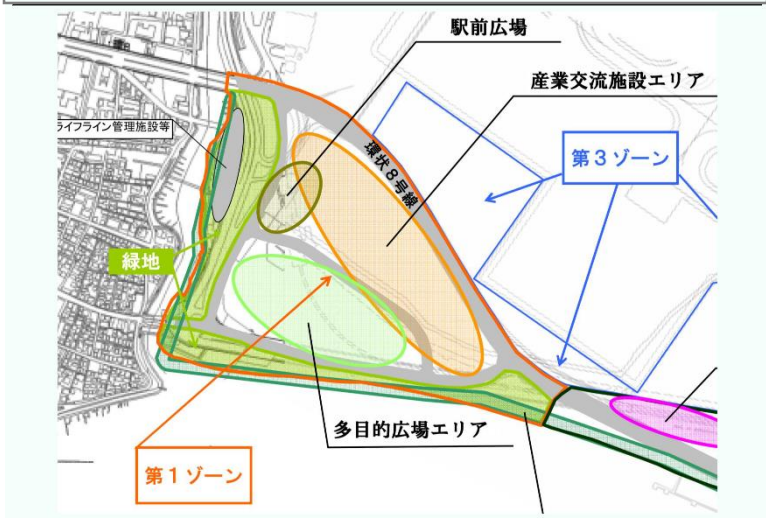
■平面図(航空写真)



写真提供：UR都市機構

■羽田空港跡地まちづくりの個別計画・整備方針

羽田空港跡地まちづくり推進計画(平成22年10月策定)
土地利用(P.7.9)



【多目的広場の機能とゾーニング】
 ・海老取川及び多摩川に沿った親水ネットワークと連続性を持たせ、周辺市街地に不足する緑地やオープンスペースを確保する。
 ・地域住民の健康増進やレクリエーション、イベントのほか、産業交流施設との一体的な利用など、多目的な利用に供する場とする。
 ・災害時には広域避難場所の一部としてその機能確保に必要な平面空間を備える。

羽田空港跡地第1ゾーン整備方針(平成27年7月策定)
土地利用方針：南エリア(P.14)



【土地利用方針】
 多摩川沿いの親水空間や景観を生かした多目的広場や憩いとにぎわい施設等を整備し、他エリアや各プロジェクトと連動して多様な人々による憩いやにぎわいの場を創出するエリア。必要に応じて、文化・産業関連施設を配置する。また、災害時には、避難に供する平面空間として多目的広場等を活用する。

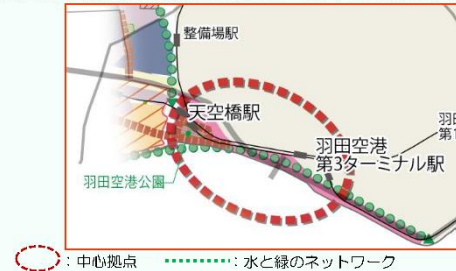
○7つの重点プロジェクト

- ①先端産業分野の企業誘致
- ②起業・ベンチャーの支援
- ③協創プロジェクトの推進
- ④文化・アート産業の創出
- ⑤おもてなしエントランスの形成
- ⑥羽田の歴史の伝承
- ⑦多目的広場を活用した憩いとにぎわいの創出

■大田区の上位計画

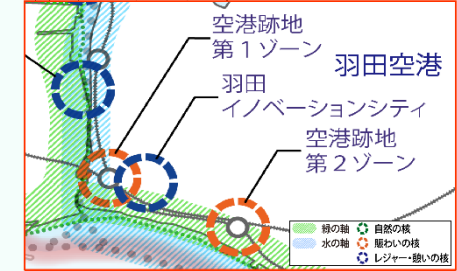
大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)
空港跡地地区の方針(P.24)

羽田空港公園は、にぎわいの創出、地域の防災性向上に向け事業化を進めるとともに、豊かな水辺空間と緑を活かした公園整備による憩いの空間を創出する。



空港臨海部グランドビジョン2040(令和4年3月策定)
基本方針：空港臨海部の将来像実現に向けた基本方針：人の心数と自然の豊穡(P.47.48)

大規模災害時や感染症発生時にも活用できるオープンスペースの整備を行うとともに、賑わい創出のための施設整備・機能強化をする。



大田区緑の基本計画グリーンプランおおた(平成28年3月策定)
みどりのまちづくり方針(P.99.100)

海辺の賑わいを生むみどりの拠点づくり、海辺の水と緑に包まれた、世界につながるみどりのまちづくりを推進する。

